

論 文

大学文書館論

〔広島大学文書館を一例に〕

小 池 聖 一

はじめに

大学の文書館である大学文書館は、基本的に大学に規定された存在である。¹⁾ その大学は、全体の管理運営をおこなう機関と、教育・研究を掌る学部・大学院という組織という二重組織になっており、国立大学の場合は、国立大学法人化とともに役員会が、また、私立大学の場合は、理事会が最終的な決定機関として、管理運営機関と教育・研究組織を統合している。²⁾

大学文書館は、このような大学にあつて、基本的には、管理運営機関と教育・研究組織、双方の資料をバランスよく収集し、整理、公開することが求められている。とはいえ、大学文書館設置の経緯や、大学の方針、大学文書館側の意向によつて、資料の収集・整理・保存の方向性は多様である。また、新制国立大学は、複数の包括校を有するため明確な理念や精神を持つて建学されなかつた場合が多い。一方、私立大学は、創立者等の個性や明確な理念・精神があるのが普通である。このような違いも、大学文書館の制度設計や、その運営に大きく

影響しているといえるだろう。

これまで、大学文書館は、次の三つの要因によつて設立されてきた。第一は、大学設立を記念した年史編纂を契機とし、収集した史資料の保存を設立の理由とするものである。³⁾ 第二は、大学あるいは学園の創設者を顕彰することを目的として設立するものである。第二の場合には、大学・学園のアイデンティティが強く意識されることとなる。第三が、情報公開法や個人情報保護法により、いわゆる公文書館として設置される場合である。⁴⁾

この三つの要因にあつて、今後、大学文書館を設置していくうえで、第一の年史編纂を契機として文書館が設立されることは、少なくなると思われる。理由としては、新制国立大学設置五十周年が終わり、国立大学において年史編纂事業のピークが過ぎたことがあげられる。さらに、年史編纂事業の結果として設立された文書館の多くが、組織的に第三の要因に対応できないことがあげられる。このことは、地方自治体で年史編纂後、文書館が公文書館法を契機として成立されたが、教育委員会のもと歴史資料館等の形態で設置されたものの多くが機能

を低下させ、知事直轄部局のもとに設置された文書館等が公文書館として機能している事実とも類似している。国立大学でも、教育・研究組織として「大学史」にのみ依存した大学文書館は公文書を中心とした恒常的な資料収集ができず、第三の要因を加味した文書館への移行が困難になっているのである。

結果として、大学文書館は、第二・第三の要因を中心に設立されていくこととなると考えられるが、そのなかにあつて大学文書館の個性を明らかにする個人文書の存在は、第二の要因の場合には中核的な役割を担うものの、第三の場合には、二義的な位置づけが余儀なくされるのではないだろうか。

以下では、大学文書館が個性豊かに発展するうえで欠かせない個人文書の意義、および収集にあつての戦略等を分析する。同時に、個人文書の存在を通じて大学文書館そのものについても考察することとしたい。第一章では広島大学文書館における個人文書を紹介し、広島大学文書館における個人文書の位置、およびそれを収集・整理・公開する意味を紹介する。第二章では、以上の知見をもとに、個人文書の位相について文書学的な分析も含めて明らかにし、大学文書館とは何か、との問いに対する一つの解答を導くこととしたい。⁵⁾

一、広島大学文書館における個人文書

国立大学法人広島大学の一機関である広島大学文書館は、現在、総務担当副学長・理事のもとに設置されている唯一の学内教育研究共同利用施設である。広島大学文書館所蔵の諸資料は、一般の方にも公開

している。総務担当副学長・理事のもとに設置された理由は、国立大学法人広島大学の法人文書を最終的に管理する機関として設置されたことを意味している。広島大学文書館の基幹業務は、歴史文書化した法人文書を管理し、それを管理・運営業務に資するとともに、広く公開することで大学広報の一端を担い、閲覧および照会業務を通じた情報公開を行うことである。このため、広島大学文書館では、公文書室を設置し、本業務を中心に行っているのである。

同時に、広島大学文書館は、国立大学法人化し、個性化を進める広島大学とともに歩む存在でもある。(図1)にあるように、現在、広島大学文書館は、基幹業務を司る公文書室とともに、広島大学五十年史編纂事業で収集・整理した資料群を中心に構成される大学史資料室とを連動させながら、各種事業を実施ないし企画中である。⁶⁾そして、広島大学の管理・運営機関および教育・研究組織の双方に対応する活動をおこなっている。

具体的に、管理・運営組織には、今後、総合科目「広島大学のスペシャリスト」および後述の建学の精神・理念の継承・保存という広島大学の固有性を維持する機能をもつて対応し、シンクタンク化していく方向性も有している。⁷⁾一方、大学史資料室を中心として、「知の源流プロジェクト」および森戸辰男記念文庫、平和学術文庫を基盤とする研究システムの構築により、教育・研究組織に対応すべく、研究ウイングを広げていく予定である。さらに、広島大学文書館では、毎年八月におこなわれるオープンキャンパスで、入学センターに協力して入学希望者に対して企画展示をおこない、総合科目「広島大学の歴史」

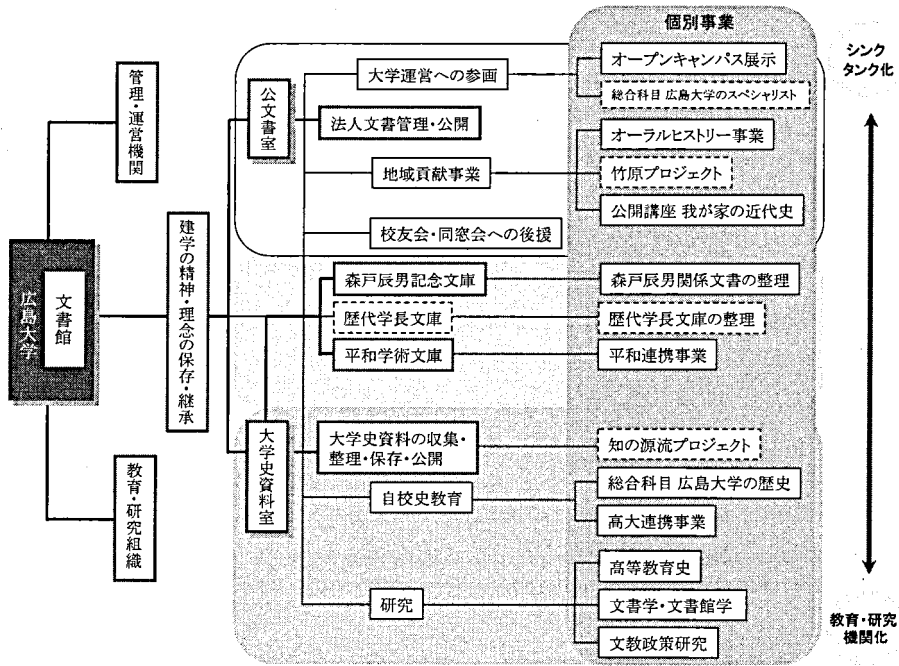


図-1

「広島大学のスペシャリスト」を通じて在校生に、また、校友会・同窓会を通じて卒業生に対してもサービスを提供し、平成十八年度からは、高大連携事業として、「進路指導の改善と大学に関する情報提供の充実―自校史教育が高校生の進路選択に及ぼす影響に関する研究―」を実施している。すなわち、広島大学の入り口から出口まで、広島大学文書館は、関与しているのである。

また、広島大学は、初代学長森戸辰男のもと、「平和で自由な一つの大学」との建学の精神を有し、明確な五つの理念を持っている。この建学の精神・理念の保存・継承をはかる機関である広島大学文書館は、この点を具現化するものとして、森戸辰男記念文庫と平和学術文庫を擁している。さらに、理念に対応した地域貢献事業を推進しているのである（公開講座「我が家の近代史」等）。

以上の体制を擁する広島大学文書館では、法人文書・公文書の他、結果として多様な個人文書を所蔵している。具体的に収集された所蔵文書は、大きく次の五点に分類できる。

- (1) 建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書
- (2) 事務局文書を補完する個人文書
- (3) 大学史に関係する個人文書
- (4) 地域貢献事業に関連する個人文書
- (5) 卒業生（校友会・同窓会）等の個人文書

である。

このうち、(1) 建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書」には、さらに三つに分類でき、特殊文庫化している。

① 森戸辰男記念文庫

② 平和学術文庫

③ 歴代学長文庫（予定）

①は、平成十六年一月七日に銘板除幕式を行い、設立した初代学長森戸辰男の関係文書で構成された特殊文庫である。現在、横浜市との間で協定をむすび、横浜市所蔵の森戸辰男文書を整理している。

①は、広島大学の建学の精神そのものを表す資料群である。

②は、広島大学理念五原則の筆頭にある「平和を希求する精神」を象徴する文書群である。大江健三郎の「ヒロシマ・ノート」で明治維新の下級武士になぞられた中国新聞論説主幹・故金井利博氏の関係文書および同じく中国新聞論説主幹・広島平和文化センター理事長であった故大牟田稔の関係文書、前広島市長・中国放送社長であった平岡敬氏の関係文書を所蔵している。三者は、中国新聞記者として原爆・被爆関係の報道を担当し、「金井学校」と呼ばれた。さらに、広島大学理学部教授故佐久間澄氏旧蔵で、原水協（原水爆禁止日本協議会）関係文書および、故松江澄氏所蔵の関係文書も所蔵し、あわせて整理を行っている（平和学術文庫の個人文書は、広島大学或いは全て包括校等の出身者である）。平和学術文庫の収集・整理・保存・公開を通じて、広島大学の理念「平和を希求する精神」に寄与せんとするものである。広島大学文書館では、平和学術文庫を基盤として、広島大学内の平和関係機関である原爆放射線医学研究所（附属国際放射線情報センター）および平和科学研究センターと連携事業を展開している。また、広島大学総合科学研究科の平和科学プロジェクトとも共同

研究を行っている。

さらに、③として今後、現在、収集している広島大学歴代学長の関係文書を中心とした歴代学長文庫を整備する予定である（桜井役関係文書、飯島宗一関係文書、沖原豊関係文書、原田康夫関係文書、牟田泰三関係文書等を所蔵している）。なお、①③の資料群には、研究資料も含まれている。この「(1) 建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書」および特殊文庫の存在は、慶應義塾大学における慶応義塾福澤研究センター等と共通するものであると認識している。

「(2) 事務局文書を補完する個人文書」として、広島大学文書館では、幹部事務職員が所有していた資料群（豊浦順昭文書、中増享文書）を所蔵している。この豊浦・中増両文書は、国立大学法人化過程の文書であり、本人のメモおよび会議等で配布された資料を中心に構成されている。現在、広島大学文書館では、国立大学法人化資料の仮移管とあわせて、地方国立大学にとって国立大学法人とは何だったのか、という問題関心から、目録・資料集を作成する予定である。

「(3) 大学史に関係する個人文書」としては、現在進行中である広島大学五十年史編集事業の過程で収集された資料群である。旧教官所蔵文書が中心であるが、内容的に次のように分類できる。

① 大学改革関係（学生運動等を含む）

② 部局・教室関係

③ その他

このうち、①は、新制広島大学の歩みのなかで最も大きな事件であり、問題であった。このため、多くの資料が残存している。前史に相

当する北西允関係文書、大学改革委員会関係の小尾郊一関係文書および古浦敏生関係文書、中村亨関係文書（学生運動・柔道部同窓会）、関正夫関係文書、今中比呂志関係文書（学生委員会・封鎖解除関係）等がある。このうち、現在、今中文書を基盤として、「広島大学紛争と学生部・学生委員会」とする座談会を開催している。学生委員会および広島大学学生部が、大学紛争および大学封鎖解除（機動隊導入）に果たした役割が明らかになることと期待される。

②には、青野春水関係文書（教育学部福山分校関係、寄託）、盛生倫夫関係文書（医学部関係）、旧中国文学研究室関係文書（富永一登氏寄贈）、鳴海元関係文書（理学部関係）、鈴木兵二関係文書（植物学教室関係）等がある。これらの資料群は、教官が大学行政（運営、学部・学科を含む）に関与した事項を中心に構成されている。

③としては、教職組関係や生協の設置等の岡本敏一関係文書（大学祭関係や助手会関係も含む）、入試委員会関係の高崎禎夫関係文書、原爆被災者調査関係の久保良敏関係文書等、特色のある資料群を所蔵している。

この「(3) 大学史に関係する個人文書」に関し、広島大学では、講義ノート等に代表される教育史関係の文書を中心にするのではなく、大学行政（大学運営）に関する資料群を中心に構成されている。

「(4) 地域貢献事業に関連する個人文書」において、そのもととなる地域貢献事業としては、現在、公開講座「我が家の近代史」「オーラルヒストリー事業」¹²⁾を実施中であり、今後、地域の文書館設立を補助する「竹原プロジェクト」をおこなう予定である。この地域貢献事

業に関連する個人文書とは、地域貢献事業に付随して収集された資料群である。

地域最大の研究機関である広島大学では、地域連携センターに代表される地域貢献事業に力を入れており、広島大学文書館としても、地方大学にとって地域性が重要な存立要因と認識し、各種地域貢献事業を行っているのである。具体的には、広島大学の統合移転にも深くかわった竹下虎之助前知事の資料群（竹下虎之助関係文書）の寄贈をうけている¹³⁾。本来、地域の文書館・公文書館が所蔵すべきであるが、本人の希望、また、研究使用を考えると共に、一般への公開が担保されるならば、大学文書館が所蔵することも問題ないと考えている。しかし、所蔵スペースの問題もあり、今後、広島大学との関係性から考えて所蔵すべき範囲を限定的に考える必要があるとも認識している。

「(5) 卒業生（校友会・同窓会）等の個人文書」としては、包括校の一つ、旧制広島高等学校出身の官僚（建設事務次官）・政治家（代議士）であった栗屋敏信氏の関係文書を所蔵している。内容は、五五年体制崩壊以後、保守系新党設立関係の書類および栗屋氏の政治日誌等である。また、前身校の広島文理科大学出身の政治家で日本社会党書記長であった故久保亘氏の資料も継続して寄贈を受けている。今後、広島大学文書館としては、校友会・同窓会との関係性を強めていく過程で、広島大学関係者、なかでも卒業生からの資料収集が重要であると認識している。

以上、広島大学文書館における諸事業に付随して所蔵された個人文書について概観した。そのうえで、日本の大学文書館における個人文

書の位相を図示すれば、(図12)のようになるだろう。

現状では、基本的に国立大学の場合、基盤となるのは非現用法人文書であり、公文書重視・公共性重視という方向にあり、個人文書の意味も事務局文書・大学の管理運営を補完する文書と位置づけられている。¹⁵⁾ 一方、大学の精神あるいは「顔」そのものを意味するものと位置づける私立大学では、より固有性と個人文書を重視する傾向にある。¹⁶⁾

これにより、国立大学が所蔵する個人文書は、「(2)事務局文書を補完する個人文書」および、「(3)大学史に關係する個人文書」が中心となっており、国立大学の大学文書館としての個人文書は、二義的な存在となつている。反対に、私立大学の場合は、「(1)建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書」および、卒業生(校友等)の個人文書を中心とした「(5)卒業生(校友会・同窓会)等の個人文書」が中心となり、個人文書の重要性は、国立大学に比して格段に高いといえる。

さらに、「はじめに」で言及したように、大学文書館は、年史編集に依拠して成立した場合が多く、結果的に所蔵される個人文書は、「(2)事務局文書を補完する個人文書」および「(3)大学史に關係する個人文書」が中心であったが、今後、年史編集とは關係なく設立されるようになると、公文書(公的文書・法人文書)を中核として情報公開法・個人情報保護法を根拠に設立するか、個人文書の場合は、建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書を中核にすえて設立をめざすか、の二者が選択されることとなると考えられる。

後者の場合、個人文書が中心となるため、「(1)建学の精神・理念

の保存・継承を象徴する個人文書」を基盤に、「(3)大学史に關係する個人文書」「(5)卒業生(校友会・同窓会)等の個人文書」を収集・整理、保存・公開していくことが中心業務となる。その際、「(4)地域貢献事業に關連する個人文書」は、大学がある地域に規定されるが、地方大学の場合には重要な構成要因となりえると考えている。

今後、国立大学は、国立大学法人化および少子化などから、より他大学との差別化・個性化を必要としており、その位相を私立大学に近づけることとなる。

一方、私立大学では、情報公開による透明性の確保が、安定的な経営を保證するとの認識が広がりつつあり、理事会等の資料を保存し、公開する機関としての大学文書館も重要になるのではないかと考えられる。結果、国立大学の大学文書館と私立大学の大学文書館は、その機能を基本的に類似させていき、(図12)における座標軸

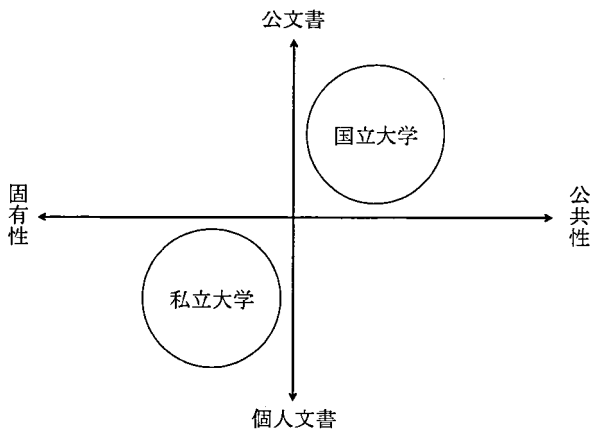


図-2

の中心に移行していく過程にあるのではないだろうか。最終的に、国立大学と私立大学の差異は、小さくなっていくものと考えている。

その上で、次章では、上記、(1)から(5)まで分類した個人文書を再分類し、戦略的な収集を念頭にして機能論的な分析を試みることにとする。

二、個人文書の位相

個人文書について述べる前に、これまで、大学文書館が所蔵できる「モノ」は何か、という観点から形態的に分類し、その範囲を決めてきた。それは、図書館・博物館という類縁機関との差別化という観点からも重視されてきたが、このような形態的な考え方は、もはや限界なのではないだろうか。

図書館は、大学の場合、在校生・教職員のみならず一般の方に対しても所蔵されている図書を読覧に供する機関であり、基本的に情報公開法や個人情報保護法を考慮する必要のない組織である。特に、文書館が存在すれば、図書を整備することによって学問の基盤を形成し、それを補完する方向性に特化することが容易となり、この点で文書館と機能的に相互補完関係が成立しえる存在である。また、博物館の場合、展示が生命線であり、展示の存立にあたってテーマ性がある。博物館の場合、そのテーマ性(人文・社会科学系か、自然科学系か)によって展示内容が大きく異なるものの、基本的に大学博物館は、教育・研究組織に依存し、そのテーマの妥当性と一般を含めた閲覧者の

存在に規定されるものである。展示において大学の研究特性にのみ依拠する点で、方向性や評価基準が大学文書館とは異なるものである。

「モノ」という観点で考えれば、文書館と図書館・博物館は、近似性が高く、別個に存在する必要性がない、などという暴論が可能であるが、機能という点では全く異なった組織であり、結果として、所蔵された「モノ」も違った位相をもっている。この点を前提として、大学文書館が所蔵する個人文書を機能論的に分類すれば、図書館・博物館と同じ「モノ」でも位置づけが異なることが理解できる。

そこで以下では、前述した広島大学文書館で所蔵されている個人文書を機能論的に再分類することとしたい。

(1) 個人文書の類型化

個人文書は、その個人の事績のみならず、思想性を含めた人間性が明らかとなる史料でもある。特に、日記は、備忘録としての役割とともに、感想・意見等が含まれることにより、個別的には意思決定の意義が、全般的には個人の思想性が明確になる。また、書簡は、今日、電話やインターネットの発達によってその資料的な位置を変化させているが、発信者・受信者間の関係性や、内容からその深度等を図ることができる重要資料である。また、個人文書には、公文書も多く含まれている。その多くは、会議等での配布資料であるが、書き込み等を通じて、関心や意思のありか、議事録を代替する機能まで持つのである。^⑨ そのうえで大学文書館所蔵の個人文書について、広島大学文書館所蔵文書を一例に分類すれば、次のようになるだろう。その際、重要な

のは、これまで「大学史」という枠組みで形成され、収集・整理・保存・公開されてきた個人文書であるが、「教育史」の一分野としての「大学史」という範疇にとどまることなく、大学の社会的責任、地域特性を含めた、あくまでも大学を基盤としながらも全体を再構成・再現できる史料として位置づけるものである。そのうえで、大学組織に対応し、機能的には、

- a. 大学管理・運営関係個人文書
 - b. 教育・研究関係個人文書
- の二つに分類できる。さらに、全体としては、次の四点に分類できる。

- ① 建学の精神・理念を象徴する個人文書
- ② 大学運営・政策過程を補完する個人文書
- ③ 大学を規定する地域・社会関係の個人文書
- ④ 大学構成員の個人文書

この四点の分類は、第1章で収集に当たって分類した五点の個人文書分類と(図-3)のように対応している。そのうえで、「a. 大学管理・運営関係個人文書」と「b. 教育・研究関係個人文書」と対応させると(図-4)のようになる。

このように再分類することによって個人文書は、機能的に分類し、戦略的に収集することが可能になると考えている。

そのうえで、上記四点の分類について分析を試みることにする。

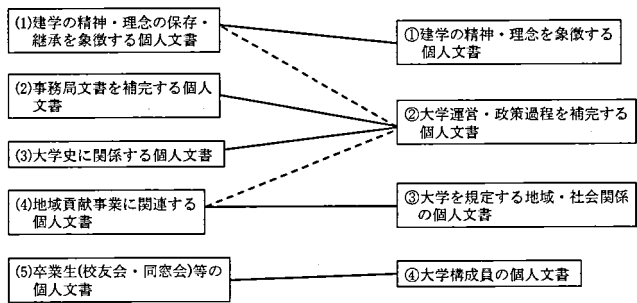


図-3

(2) 個人文書の分析と戦略的収集

① 建学の精神・理念を象徴する個人文書

広島大学文書館においては、前述のように森戸辰男記念文庫の森戸辰男関係文書、平和学術文庫の諸文書、歴代学長文庫(予定)の各文書である。

基本的に、本個人文書は、個人の全て、すなわち生涯から終焉に至るまでを基本的に収集するものである。このため、分類は、個人の履

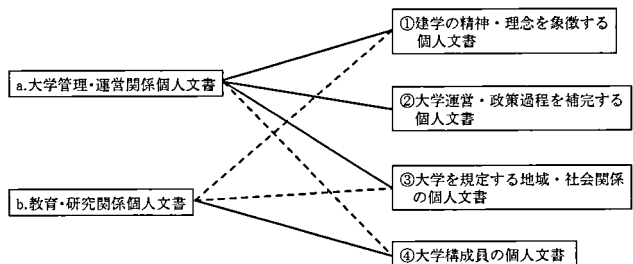


図-4

歴にそって分類している。広島大学文書館森戸辰男記念文庫の森戸辰男関係文書は、実際、履歴にそって分類している。基本的に、歴代学長文庫も、個人の履歴にそって分類することを目的としているが、森戸辰男関係文書のような時期的な長ささと所蔵点数を持つている文書は多くはない。学長への累進過程における管理運営機関での文書（配布資料）および学長期を中心とした公文書等と、自らの研究・教育に関する文書が中心となっている。このなかで、前者は、次記の「②大学運営・政策過程を補完する個人文書」に、後者の研究・教育関係文書は、「④大学構成員の個人文書」に分類することも可能である。

一方で平和学術文庫の諸文書は、「平和」という広島大学の理念を象徴するものであるとともに、個人文書の内容に特殊性が存在している。大牟田稔関係文書については、全般的に広島における「平和」を収集したものである。他に原水禁運動に関する佐久間澄関係文書、韓国人・朝鮮人被爆者問題と平和行政関係の平岡敬関係文書等、事象としての「平和」に関する文書があり、それが寄贈の理由となっている。今後、平岡敬関係文書等については、より全般的な所蔵をめざしていく必要がある。

今後、平和学術文庫は、より戦後の平和運動、被爆者援護活動、平和行政という「平和」に特化した史料収集が行なわれる。この過程で、原爆資料館とは異なった「戦後の平和」「広島復興」という観点での史料収集が可能であると考えている。同時に、森戸辰男記念文庫と平和学術文庫の存在は、広島大学文書館が有する研究・教育機能の中心であり、この特殊文庫の充実を理由に個人資料を収集するとともに、

より広範な研究基盤を形成して外に開いていく予定である。

②大学運営・政策過程を補完する個人文書

現在、広島大学文書館所蔵個人文書の中心となっているのが「②大学運営・政策過程を補完する個人文書」である。広島大学文書館自体の中心である公文書室所蔵の法人文書を補完するだけでなく、意思決定のあり方をより明示する資料として重要であると考えている。²⁰

具体的に、広島大学では、「(2)事務局文書を補完する個人文書」を有している。元所蔵は、政策立案・決定過程に関与した幹部事務官であり、会議等で配布された資料および彼等のメモ等を含むものである。これらの資料は、広島大学における政策過程を明らかにする文書であり、法人文書では捨象されている会議議事のあり方をしめす記述等が含まれている。また、大学史に関連する個人文書の多くも、大学紛争・改革といった個別案件に関する資料が多く、事務局文書を補完する個人文書同様に、大学行政、大学運営にあたっての政策過程・合意形成を明らかにする資料である。

この「②大学運営・政策過程を補完する個人文書」は、管理・運営機関に関与した教職員の手許文書である。広島大学の場合、国立大学法人以前の最終決定機関であった評議会の議事録が議事要録に過ぎず、本個人文書は、文部科学省（文部省）との合意形成過程および、政策過程から執行過程に至るまで多くの情報を提供する。また、「①建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書」における学長文書も、大学の最高責任者としての意思を明らかにするものであり、政

策過程を明らかにする上で重要な資料群である。

これらの文書は、管理・運営機関にあった教職員にとって関心と関与の度合いが高かった事象にそって個人文書が残存している現状と合致している。今後は、より、収集に当たって、大学紛争・改革、統合移転、大学院・学部・学科の新設・改編、国立大学法人化などの課題を設定して、広島大学文書館としては、関与した教職員からのインタビューや、座談会等の設定と合せて個人文書の収集を行っていく予定である。同時に、より他大学との共同研究も含めて比較等を行うことにより研究システムへの昇華と、大学の管理運営機関改革への新たな政策立案を行う基盤を提供するものと思っている。

③大学を規定する地域・社会関係の個人文書

「(4) 地域貢献事業に関連する個人文書」として現在、広島大学文書館では、竹下虎之助前広島県知事の関係文書を収蔵している。この地域貢献事業に関連すると規定した個人文書は、拡大解釈が可能である。すなわち、大学を規定する「地域」と「社会」に、時間軸を付与すれば、大学設立はるか以前の時代の文書も収蔵可能となる。しかし、「はじめに」において書いたように、大学文書館は、大学とともにあるのであり、大学の存在と完全に無関係な資料の収集は、困難であると考えている。理由は、第一に、大学設立以前の近世史料等を収蔵することは大学文書館の存在意義を希薄化することである。第二に、第一に連関して大学文書館が文書館(もんじょかん)となることにより、全学の教育研究施設ではなく、文学部等人文科学に限られた機関と

なるからである。そして、第三に、結果として大学文書館が「歴史学」だけの附属機関となってしまふことである。

以上の三点は、大学によっては、文書館設立の重要な要件となる場合もありうる。しかし、公文書館との性格を前面に設置された場合には、所蔵および史料収集を意識しなければならない。基本的に、「③大学を規定する地域・社会関係の個人文書」にあたって近世文書等を収蔵することには、基本的に反対である。一例を挙げれば、国立公文書館が内閣文庫を併設しており、閲覧者の多くが内閣文庫の利用者であることが、国立公文書館の性格設定を曖昧にさせていることがあげられる。中国において、第一、第二檔案館と分類されている理由もここに存し、国立公文書館の場合、「公文書館」としての役割を明確化させるうえで大きな桎梏となっているとはいえないだろうか。²¹結果として近世文書等の存在は、現状との連関性を失わせ、情報公開機関としての存在意義を低める方向に作用していると考えている。特に、地域・社会に関する個人文書の収集は、収集にあたっての意義を明確化しなければ文書館の存立そのものも変容させるものである。²²

一方で、「③大学を規定する地域・社会関係の個人文書」にあたっては、地域の公文書館等との協力、棲み分けも必要である。しかし、指定管理者制度の導入等により、地方公文書館の有する基盤が脆弱化している今日、大学アカデミズムを背景に、大学文書館が一定の代替機能を果たさなければならぬことも多いと考えている。それだけに、大学文書館の場合、地域・社会関係の個人文書は、「大学を規定する」という前提が必要であり、重要であると考えている。

④大学構成員の個人文書

既に私立大学等では行われているが、国立大学でも、大学を教職員および学生によって構成されているだけのものではなく、在校生、卒業生をも含めた校友会等の存在により、その構成要因を大きく外延上に広げようとしている。広島大学でも、大学構成員の中心を「大学人」としての教員だけでなく、むしろ大学との関係を永続的に維持する在校生・卒業生に重点を移し、彼等を最重要な構成員として関係性をより強めていかなければならない。同様に広島大学文書館でも、校友会等を通じて卒業生に対しても展示や照会、彼等の思い出に対応するサービスを行う必要がある。現在、広島大学文書館には、旧制広島高等学校関係の教職員・卒業生の資料群を所蔵しているが、より、校友会への関与(サービス)を充実させ、同時にその関与を通じて、卒業生の学生生活に関する個人文書等の資料収集を行う必要があると考えている。具体的には、過去における学園生活・学生生活の再現を可能とする資料の収集が必要であると考えている。また、現在、企画中の「知の源流プロジェクト」を通じて、大学の歴史に即した研究資料についても、教員(教官)の個人文書・資料等を通じて、その良質な部分を厳選して収集する必要があると考えている。

おわりに

広島大学文書館を一例に、所蔵している個人文書について明らかにするとともに、その再分類を行い、収集の方向性について分析を試み

た。結果、広島大学文書館では、(図14)のように類型化できるなか、「b. 教育・研究関係個人文書」より、「a. 大学管理・運営関係個人文書」に重点を置いている。その理由は、第一に、当初、法人文書管理の統括文書管理責任者が総務担当副学長・理事(旧事務局長)であったことから、総務担当副学長・理事のもとに位置していることがあげられる(現在の統括文書管理責任者は学長)。第二に、広島大学には、高等教育研究開発センター(旧大学教育研究センター、昭和四十七年(一九七二年)設置)があり、二十一世紀COE等を通じた教育・研究に関する研究を行っていることである。このため、高等教育研究開発センターとの差別化が必要であり、「教育・研究」より大学管理運営に重点を置くこととなった。第三に、平成十八年四月に、総合博物館が学内措置として設置されたことである。この三点を勘案した結果、大学管理・運営関係個人文書に重点を置くこととなった。当然のことながら、広島大学文書館としては、教育・研究組織にも事業を展開しており、同時に特殊文庫を中心とした研究システムを構築し、より外に開かれた機関となるべく、学内他機関等との連携を強めている。

このように、大学文書館が個人文書を積極的に収集することは、日本の史料状況にも合致している。欧米のアーカイブスや、中国の檔案館と比較して、公文書を中心に日本の文書・史料事情の後進性が指摘されている。確かに、公文書館法にもかかわらず、文書館(アーカイブス)は、地方公共団体の全てに設置されているわけではない。また、設置されていても、その規模は小さく、所蔵されている公文書も資料としての魅力に欠けており、さらに、個人情報保護法の結果、墨塗り

がなされ、また、非公開のものも増えている。しかし、日本の文書館は、国籍・身分など関係なく、全ての者が無料で閲覧でき、総体として見た場合、情報公開度が必ずしも低いものではない。それ以上に、日本の史料は、近代以前から日本人の識字率が高いことから、多くの歴史資料が多様に存在し、その多くが、未発掘のまま、一般家庭等に退蔵されていることである。さらに、中国の史書編纂がなされると、前王朝の一次資料の多くを灰燼に帰せしめることで、歴史の統一性を保持したものと違い、日本の場合は、歴史上、敗者が所蔵した史料も私文書、個人文書といった形態で多様に保存されている。このような私文書・個人文書の存在は、公文書を補完するだけでなく、歴史像の再構築や、多角的な視座を与える、豊かな歴史研究上の環境を提供しているのである。このような日本の史料状況は、現在にも引き継がれており、大学文書館も、この状況に対応して制度設計することがふさわしいと考えている。つまり、大学文書館（大学文書館に限るものではないが）は、法人文書等公文書の集積を行なうとともに、前述したような個人文書等を収集することで、現在のみならず後世の歴史学に対しても、研究の多様性と解釈の自由を保証する組織とすべきであろう。

結果、大学文書館は、法人文書における情報公開・個人情報保護と、大学の個性化をもたらす個人文書の収集・整理・保存・公開という二つの方向性を持ち、その機能からは、入学予定者から在校生、そして卒業生および地域・社会に対するサービス機関としての性格を強めていくものと考えている。

なかでも大学文書館における個人文書の占める比重は大きく、その

収集方向性は、まさしく各大学および大学文書館の個性を象徴するものとなる。大学文書館は、大学の個性化を、広範な基盤の上で位置づけるとともに、大学アカデミズム・大学の知的資源を活用して、研究・教育への還元を容易にする点で、優れた特性ともなりうるものである。

そのうえで、各大学文書館は、全国大学史資料協議会を通じてネットワーク化し、個性化を強めるならば、各大学間で問題意識を共有した協力体制を多角的に構築できる。点は線となり、また、面となって知的で強固な教育・研究基盤を形成しえるものと考えている。このような大学文書館の可能性は、内閣府による「歴史資料としての重要な公文書館等の適切な保存・利用等のための研究会」および「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の活動が停滞した感があり、指定管理者制度の導入により、博物館・公民館同様に、各地方自治体の文書館も研究職が削減されるなど、運営が困難になりつつある今日、直訳的な文書館論ではない、多様な文書館論と、それにもとづく多様な研究を提示しえるものと考えている。

さらに、現状の追認と資格との間にゆれ、また、直訳的なため制度化できないスペシャリストとしてのアーキビストについても、その求めるところを示すのではないだろうか。同時に、上記のネットワークの存在が、文書館職員としてのアーキビスト養成の基盤ともなり、地域・社会へも還元されていく方向性を有するものと考えている。

その意味で、大学文書館と、そこで収集される個人文書の存在は、未来の歴史学だけでなく、現在に対しても、日本の文書館・アーカイブスのあり方にとって大きな可能性を秘めているのである。

注

(1) その意味で、インスティテューショナル・アーカイブス(組織内文書館)であるが、広島大学の場合、運用に当たっては、後述するようにコレクティング・アーカイブス(収集による文書館)としての役割も担っている(石原一則「海外の文書館」『史料保存と文書館』松尾正人編、雄山閣出版、二〇〇〇年)。

(2) その際、国立大学と私立大学の相違点をあげるならば、次のようになるだろう。私立大学には、理事長と学長とが存在し、基本的に理事長が最高責任者であり、学長は教育・研究の責任者であるのに対して、国立大学法人後の国立大学の場合、学長が役員会の代表も勤めており、教育・研究組織と管理運営機関を統括している。国立大学の学長は、国立大学法人化にともない法人本部にあつて大学運営の責任を負うが、学識経験を条件としており、基本的に教員で教育・研究組織である学部長・研究科長等の経験者がほとんどである。国立大学法人後、教育・研究組織(具体的には評議会)は、これまでの最高意思決定機関から、その位置は相対的に低位に置かれることとなったが、人的には、理事の選任等も合わせて管理運営機関に対して優位となっている。

(3) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブスのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブス』京都大学学術出版会、二〇〇五年。

(4) 拙稿「国立大学法人化のなかの大学文書館―広島大学文書館の設立とその問題点―」『京都大学大学文書館研究紀要』第三号、二〇〇五年三月、参照。

(5) なお、大学文書館の資料論については、寺崎昌男「大学アーカイブス(archive)とはなにか」『東京大学史紀要』第四号(一九八三年七月)に始まる形態的分類と「大学史」との枠組みに規定されて展開してきた。しかし、「大学史」を強調しすぎることは、大学文書館の活動を制限し、文書館をめぐる外的状況の変化への対応を困難にしているのではないだろうか。その意味で、鈴木秀幸氏の提唱する大学史活動は、「大学教育史」としての「大学史」の枠組みを越えるものであった。さらに、年史編纂に依拠して設立された大学文書館は、自治体で年史編纂にともない設置されたものに類似している。すなわち、自治体史の編纂事業において教育委員会を基盤とした事業の多くが資料を継承できなかったのに対して、首長直轄部署および事業の場合は、文書館として設立していることを念頭に入れば、今後、寺崎氏の規定は、見直されるべきであろう。さらに、資料にそくしていえば、寺崎氏の形状的な類型化も所蔵方法を勘案する場合には重要であるが、文書館の活動からすれば資料の内容と意義付けこそが必要であると考えている。その一つの解答が本稿である(なお、この点は、寺崎氏自身も自覚的である。寺崎昌男「大学文書館(大学アーカイブス)―その意義と新しい役割」『開かれた大学』とこれからの文書資料管理・情報公開)平成十三年度名古屋大学大学史資料室公開シンポジウム報告書、二〇〇二年十二月、同「私の大学アーカイブス論」『紫紺の歷程』第五号、二〇〇一年)。

(6) とはいえ、中心業務は、公文書室の法人文書の整理・保存・公開事業であり、国立大学法人本部からの歴史的文書については基本的に取蔵

し、また、廃棄文書の収受も円滑に進んでいるが、今後は、各部局が退蔵している関係文書の一括管理が必要になってくるものと考えている。

- (7) 大学文書館のシネクタンク化については、拙稿「独立行政法人下の大学公文書館」〔九州大学大学史料室ニュース〕第十七号、二〇〇一年三月、を参照されたい。他に、山口拓史「名古屋大学大学文書室の概要」〔大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究〕（平成十六年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表西山伸）二〇〇五年、参照。

- (8) 昭和二十四年（一九四九年）四月二十四日、森戸辰男の就任挨拶が建学の精神成立の原型となっている。また、森戸辰男により、中国・四国地方の中心大学、地域性のある大学、国際性のある大学の森戸三原則を原型として、広島大学は、平成七年（一九九五年）十月十七日に「平和を希求する精神」「新たななる知の創造」「豊かな人間性を培う教育」「地域社会・国際社会との共存」「絶えざる自己改革」の理念五原則を制定している。

- (9) 拙稿「森戸辰男、人と思想」〔広島大学史紀要〕第一号、一九九九年三月、同「解題」〔森戸辰男関係文書目録〕上巻、森戸文書研究会編、広島大学・松下視聴覚教育研究財団、二〇〇二年九月、「森戸辰男の平和論」〔広島平和科学〕第二十八号、二〇〇六年七月等を参照。
- (10) 小宮山道夫「『平和学術文庫』の開設について」〔芸備地方史研究〕第二五〇・二五一号（二〇〇六年四月）参照。

- (11) 平成十八年（二〇〇六年）七月二十四日に共同研究事業記念シンポジ

ウム「核被害をなくすため、広島は何かができるか」を開催した。また、広島大学文書館は、原爆放射線医学研究所内の原爆・被ばく資料展示室の設置も援助している。これに付随して、広島大学文書館編「広島から世界の平和について考える」（現代史料出版、二〇〇六年）を刊行している。

- (12) 広島大学文書館では、前広島市長平岡敬氏、前広島県知事竹下虎之助氏のオーラルヒストリーを行い、平成十九年三月現在、元社会党参議院議員・村山富市内閣労働大臣浜本万三氏のオーラルヒストリーおよび、大学紛争期学生委員会・学生部の在籍者であった教職員の座談会を行つている。

- (13) 竹下虎之助氏へのオーラルヒストリーは、広島大学文書館編「地方自治とは何か 竹下虎之助回顧録」現代史料出版、二〇〇六年、として刊行している。

- (14) 高野修著「地域文書館論」岩田書院、一九九五年。
- (15) 永田英明「大学アーカイヴス資料論」全国大学史資料協議会編「日本の大学アーカイヴス」京都大学学術出版会、二〇〇五年。

- (16) 鈴木秀幸「現状と課題」『大学史活動の基本』『明治大学史資料センター事務室報告』第二十五集、二〇〇四年。鈴木秀幸「大学史活動の広がり」『広島大学文書館紀要』第七号、二〇〇五年三月。村松玄太「大学史資料の諸類型とその活用」『明治大学史資料センター事務室報告』第二十七集、二〇〇六年。

- (17) 同前注(3)。

- (18) 同前注(4)。

(19) その文書学的な考察については、拙稿「閣議」の文書学的一考察（芦田内閣期、政令第二〇一号の制定・執行過程を一例に）、「日本歴史」第六二八号、二〇〇〇年九月、を参照。

(20) 拙稿「政策過程の中の近代文書―近代日本文書研究の現在―」『史学研究』第二四〇号、二〇〇三年六月、拙稿「文書から見た広島大学の政策過程」『広島大学史紀要』第四号、二〇〇二年三月等を参照。

(21) 結果として国立公文書館への移管率は、移管された記録・文書の内容を見る限り、本質的に低いものとなっている。さらに、内閣文庫の矛盾を抱え、「公文書等」と定義して、「古書・古文書」「私文書（政府要人の日記・書簡等）」の収集まで行うことに対しては、疑問を持っている。現行の国立国会図書館憲政資料室等との関係も不明確であり、あくまでも公文書館としての機能を全うすべきであると考えている（「国立公文書館における保存・利用の対象」平成十六年一月二十六日、内閣府）。

(22) 大学文書館に「③大学を規定する地域・社会関係の個人文書」として近世文書等を収蔵する場合には、大学文書館の下に、「地域文書室」を設置し、教育・研究に使用したものに限定して整理・公開することも考えられる。しかし、この場合でも、大学文書館の運営上、予算配分等を含めて厳しい規制を設けなければならないだろう。

(こいけ せいいち・広島大学文書館)